

平成 21 年 8 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社オープンループ
代 表 者 名 代表取締役社長 駒井 滋
コ ー ド 番 号 4831 大阪証券取引所
(ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」)
問 合 せ 先 経営企画部 広報・IR担当 細谷 寛
TEL (03) 5368-3894

当社の完全子会社化のための定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議ならびに全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日の設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 14 日付の当社開示資料「定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更および当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式(以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。)の全部の取得について、臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)および普通株式の株主による種類株主総会(以下、「本種類株主総会」といいます。本臨時株主総会および本種類株主総会を総称して「本株主総会」といいます。)を開催して付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得の承認決議に基づき、平成 21 年 9 月 3 日(木)を取得日として全部取得条項付普通株式を当社が取得するにあたり、本日開催の取締役会の決議により、平成 21 年 9 月 2 日(水)を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様(但し、当社を除きます。)をもって、その所有する全部取得条項付普通株式を当社が取得し、当該取得と引換えに全部取得条項付普通株式 1 株につき、新たに発行する当社の A 種種類株式を 0.00002054 株の割合をもって交付する株主様として定めましたのでお知らせいたします。

記

第 1 本株主総会において可決承認された決議内容

1. 当社定款の一部変更の件

- (1) 種類株式発行に係る定款一部変更(二以上の種類の株式を発行する旨の定款の定めを設ける定款変更)の件

本件は、本臨時株主総会において原案どおり承認可決されました。これをもって、当社定款は、次のとおり変更されました。

(下線部分は変更箇所)

本件による変更前の定款	現 行 定 款
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は 350,000 株とする。 (新 設)	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、350,000 株とし、このうち普通株式の発行可能株式種類株式総数は 349,900 株、 <u>第 5 条の 2 に定める内容の株式(以下「A 種種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は 100 株とする。</u> (A 種種類株式)

(新 設)	<p>第5条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第13条、第14条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
-------	---

(2) 全部取得条項の付加に係る定款一部変更（既発行の種類株式である普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款の定めを設ける定款変更）の件

本件は、本臨時株主総会および本種類株主総会において、それぞれ原案どおり承認可決されました。これにより、当社定款は、平成21年9月3日をもって、次のとおり変更されることとなりました。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款 (新 設)	本件による変更後の定款
	<p>(全部取得条項)</p> <p>第5条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.00002054株の割合をもって交付する。</p>

2. 全部取得条項付普通株式の取得の件

本件は、その実施のための必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会において承認可決され、当社は、会社法第171条並びに上記変更後の新定款に基づき、平成21年9月3日(木)（以下、「取得日」といいます。）において、株主の皆様（当社を除きます。）から、その所有する当社の全部取得条項付普通株式の全てを取得し、その取得対価として、当該取得と引換えに、その所有する全株取得条項付普通株式1株につき、上記変更後の新定款

により新たに発行することが可能となった当社のA種種類株式を0.00002054株の割合をもって交付することといたしました。

なお、当社親会社である株式会社エスケイ・キャピタル（以下「SKC社」といいます。）以外の株主様に対して割り当てられる当社のA種種類株式の数は、SKC社による当社の完全子会社化が達成されるよう、1株未満の端数となる予定です。

第2 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに当社A種種類株式を交付する株主の基準日設定
当社は、上記のとおり、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得の承認決議に基づき、平成21年9月3日(木)を取得日として全部取得条項付普通株式を取得いたしますが、平成21年9月2日(水)を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様(但し、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。)をもって、その所有する全部取得条項付普通株式を当社が取得し、当該取得と引換えに全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社のA種種類株式を0.00002054株の割合をもって交付する株主様として決めました。

第3 補則（端数処理と市場取引について）

1. A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関する1株未満の端数処理について
当社は、上記のとおり、取得日において全部取得条項付普通株式を取得いたしますが、SKC社以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社のA種種類株式の数は、SKC社による当社の完全子会社化が達成されるよう、1株未満の端数となっております。このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従い、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

即ち、本件株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式は、会社法第234条の定めに従って売却され、その売却により得られた代金は、本件株主様に対し、その割り当てられた端数に応じて交付されます。かかる売却手続を履践するにあたり、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社A種種類株式をSKC社に対して売却すること、または、会社法第234条第4項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社が買い取るもののいずれかを選択して実施することを予定しております。

なお、この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、特段の事情がない限り、各本件株主様は保有する当社普通株式数に4,000円（SKC社による公開買付けにおける普通株式1株あたりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各本件株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産もしくは経営またはこれらの見込み等、または裁判所の判断等によっては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。また、計算上の端数調整が必要な場合などにおいても、実際に本件株主様に交付される金銭の額が、上記金額と異なることがあり得ます。

2. 当社の株式の証券取引所におけるお取引について

本件株主様に対して当社が交付するA種種類株式については、現時点において、証券取引所に対して上場申請を行う予定はありません。

また、当社の株式は、大阪証券取引所（ヘラクレス市場）の平成21年1月19日の株式市場終了をもって、浮動株時価総額が30営業日連続して基準額未満となり、大阪証券取引所の「監理銘柄及び整理銘柄に関する規則」第7条第1号の2A(c)に該当し、その後6ヶ月の間に、5営業日連続して浮動株時価総額が3億円以上とならなかったため、平成21年7月18日付をもって当社株式は整理銘柄に指定され、平成21年8月18日付で上場廃止となる予定であります。

上場廃止後は、当社株式を証券取引所において取引することはできませんので、ご注意ください。

第4 今後の日程（予定）

平成21年8月11日	(火)	種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日
平成21年8月12日	(水)	定款変更に関する通知公告
平成21年8月12日	(水)	全部取得条項付種類株式の取得に係る基準日設定に関する通知公告
平成21年8月17日	(月)	当社普通株式の最終売買日
平成21年8月18日	(火)	当社普通株式の上場廃止日
平成21年9月2日	(水)	全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式の交付に係る基準日
平成21年9月3日	(木)	全部取得条項の付加に係る定款一部変更の効力発生日
平成21年9月3日	(木)	全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式の交付の効力発生日

なお、上記の日程は、諸事情により変更される場合があります。

また、1株未満の端数処理に係る現金の交付は、平成21年11月下旬以降頃となる見込みです。かかる現金の交付に係る手続の詳細につきましては、確定次第、当社ホームページならびに別途ご送付する書面にてご案内申し上げます。

以上